平成２３年（フ）第４３１４号
大阪市住之江区中加賀屋４丁目５番５号202
債務者　前田美由紀（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３１６号
大阪市東淀川区東中島４丁目２番２―401号
債務者　金井　紀依（旧姓米倉）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３１９号
大阪市浪速区浪速西１丁目４番１―701号
債務者　柏　　計子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２２号
大阪市港区市岡元町２丁目15番５号　西尾マンション201号
債務者　中山　志保（旧姓唐内）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２４号
大阪市旭区今市１丁目14番21号　桜木方、住民票上の住所大阪市旭区森小路２丁目２番12号　なにわビル305
債務者　山近　保子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３３０号
大阪府吹田市吹東町50番13号
債務者　茨木　　翠
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３３１号
大阪府枚方市宮之阪３丁目13番６号
債務者　山本　　昭
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３３３号
大阪市西淀川区姫島５丁目２番２―306号、前住所大阪市西淀川区姫島５丁目３番28号　姫島第５ローズマンション203号室
債務者　平松　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４７号
岡山県都窪郡早島町若宮11番地11
債務者　栗坂　澄子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
山形県東置賜郡高畠町大字竹森62番地の16
債務者　齋藤　　愛
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２６７号
埼玉県草加市松原４丁目D35番302号
債務者　岡田　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
埼玉県三郷市彦江１丁目200番地７
債務者　高畠　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
埼玉県三郷市早稲田２丁目20番地34永福第15ハイム205号室、旧住所埼玉県三郷市谷口605番地16
債務者　森垣　明美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
埼玉県春日部市大枝89番地３武里団地５街区９棟503号
債務者　伊藤　浩二
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
千葉市中央区矢作町228―15ドミール・ネ201号、住民票上の住所千葉県八街市沖1335番地12
債務者　佐藤　香澄
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７１号
千葉市若葉区千城台西２丁目16番60号
債務者　かあこいマリリンこと　カアコイマリリン　ノンレス
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５９２号
千葉市中央区長洲１丁目35番２号
債務者　国井栄子こと　李　　榮子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係